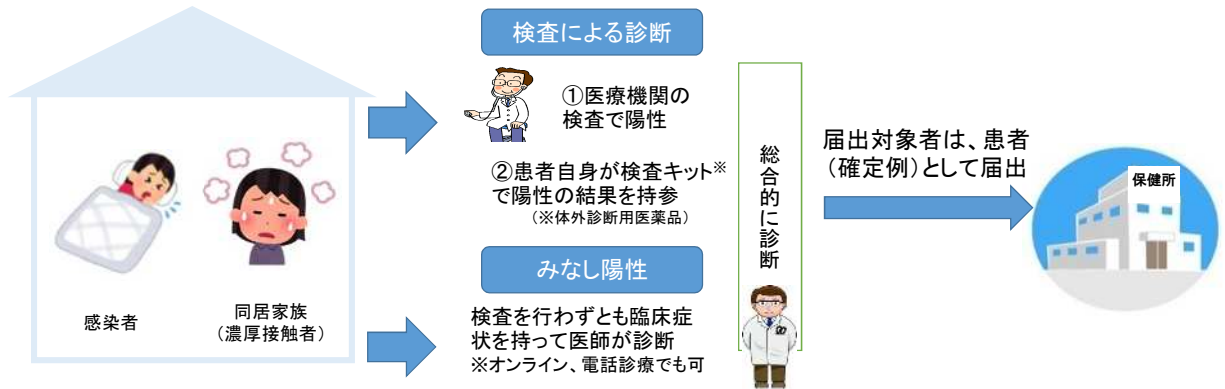


みなし陽性（臨床診断）【臨時的な取扱い】

診療・検査医療機関での検査に一定程度の時間を有する場合には、感染拡大時の対応として、以下の取扱いも可能とする。

感染者の濃厚接触者（同居者等）が有症状となった場合には、**医師の判断**によりPCR検査や抗原検査を行わず臨床症状（発熱、咳等）をもって診断が可能



発生届の対象者は、【①65歳以上の者 ②入院を要する者 ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者か新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な者 ④妊婦

◇みなし陽性と診断するのは、医師です

分類	対象者の例	診察	検査	対症療法	入院、宿泊施設利用、COVID-19治療薬の処方	公費負担（※）	発生届	療養中の健康観察
検査の結果により確定した患者	医療機関で検査した患者	あり	あり	処方可	処方可	あり	発生届対象者に限り、届出あり	自身で健康観察
	自己検査した結果が陽性で医師に相談	あり	自己	処方可	処方可	あり		
みなし陽性の患者	感染者の濃厚接触者で、症状が出現した場合（医師に相談）	あり	なし	処方可	処方不可	あり		

※診断確定後の医療費に適用